



### 年金保険料の納め忘れに注意

国民年金は、老後に受ける老齢基礎年金、不慮の事故による障害基礎年金・遺族基礎年金などを支給する公的年金制度です。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。また、加入していても保険料が未納のままでは、これらの年金が受けられなくなる場合があります。納付書を再度確認して、納め忘れのないように気を付けましょう。

経済的な理由から保険料を納めることが困難な方は、保険料免除制度(学生の場合は学生納付特例制度)がありますので、お早めにご相談ください。  
問合せ 国民健康保険課国民年金担当 72・3122

### 防災

#### 定期普通救命講習会

応急手当の方法を覚えて、もしものときに備えましょう。  
日時 3月19日(日)9時～12時  
場所 石狩消防署(花川北1-1)  
受講料 無料  
※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします

### 【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当、各種応急手当の講習会も受け付けています。  
申込・問合せ 石狩消防署警備課 74・7024

### 天ぷら油に注意

台所はコンロなど火を使用する機会が多く、火災が発生する可能性が高いところといえます。特に注意したいのが、天ぷら油火災で、ガスの強さによっても異なりますが、加熱から約15～20分で発火点に達してしまいます。不意の来客や電話で目を離したときに、炎が上がることもありまますので、調理中にコンロのそばを離れるときは必ず火を消しましょう。  
問合せ 石狩消防署予防課 74・7165



### そのほか

#### 選挙人名簿の縦覧

平成18年3月1日現在で、次に該当する方を選挙人名簿に登録します。  
平成17年12月1日までに石狩市に転入届出のあった方  
昭和61年3月2日までに生まれた方

#### 縦覧期間

3月3日(金)～7日(火)

縦覧場所・問合せ 選挙管理委員会事務局 72・3146

#### 固定資産の縦覧・閲覧

平成18年度の固定資産の縦覧・閲覧が4月3日から始まります。これにより、石狩市内に土地を持っている方は、土地価格等縦覧帳簿を見ることができ、同様に家屋を持っている方は家屋価格等縦覧帳簿を見ることができまます。  
また、ご自身でお持ちの固定資産については、無料で閲覧できます(縦覧期間内に限ります)。  
【縦覧に必要なもの】  
・納税者本人を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)  
・納税者以外の方が来庁する場合は、納税者本人からの委任状(納税者が法人の場合は、代

表者印を押ししたもの)と委任された方を確認できるもの  
(運転免許証、健康保険証等)  
期間 4月3日(月)～5月31日(水)  
(土日祝日を除く)  
時間 8時45分～17時15分  
場所 市役所本庁舎1階15番窓口  
厚田支所市民福祉課  
浜益支所市民福祉課  
問合せ

税務課土地担当 72・3120  
税務課家屋担当 72・6120  
厚田支所 78・2886  
浜益支所 79・2112

	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿
記載事項	所在、地番、地積、価格	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
対象	当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者	当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者面積、価格

#### 水質検査計画の公表

平成18年度水質検査計画は、水道水の水質管理の基本となる水質検査について「どこから採水するか」どのような項目

## 石狩市地域包括支援センター条例施行規則の制定について

石狩市地域包括支援センターを4月1日に開設する予定です。この開館時間などを定める条例施行規則を制定します。  
●開館時間 9:00～17:00 ●休館日 土日・祝日・年末年始  
市の原案は、石狩市ホームページ・本庁舎1階情報公開コーナー・りんくる内在宅介護支援センター・厚田保健センター・浜益高齢者生活福祉センターで閲覧できます。  
【提出方法】氏名・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファックス・Eメール・録音テープのいずれかで提出してください。意見はどなたでも提出できます。  
【提出期限】3月15日(水)まで  
意見の検討結果は、3月下旬に公表する予定です。ただし、個々のご意見等に直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。  
【提出先】〒061-3292 企画財政部協働推進・男女共同参画担当 72-3246 75-2275 kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp  
【問合せ】保健福祉部在宅介護支援センター 72-7017 75-2270 z-kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp



●みどりの課 midori@city.ishikari.hokkaido.jp

●ごみ対策課 gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

●行政経営推進室 g-keiei@city.ishikari.hokkaido.jp

# 市民の声を活かす条例 審議会のうごき

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

## ●1月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
12	第8回行政改革懇話会(行政経営推進室)	①石狩市集中改革プラン(素案)に対する提言書(案)について	公開	3
17	第2回地域包括支援センター運営協議会(介護保険課)	①地域包括支援センターの業務について ②地域包括支援センターの委託事業所について ③新予防給付のケアマネジメント委託事業所について	非公開	—
18	第1回公民館運営審議会(石狩市公民館)	①石狩市公民館条例及び石狩市公民館条例施行規則の改正について(諮問) ②平成17年度公民館事業の実施状況について	公開	0
24	第7回環境審議会(環境課)	①第6回審議会の諮問案件継続審議 i (仮称)石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例(案)について ii (仮称)石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例施行規則(案)について iii 石狩市共同住宅のごみステーション設置に関する指導要綱(案)について iv 石狩市資源物処理手数料条例改定(案)について ②石狩市環境白書'05(案)について	公開	2
25	第5回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	自治連合会との懇談	公開	4
27	第5回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	①石狩市過疎地域自立促進市町村計画について(報告) ②地域自治区振興事業について(報告) ③委員グループ制の導入と今後の進め方について ④その他	公開	0
27	第6回介護保険事業計画等作成委員会(介護保険課)	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画答申案について	公開	2
31	第3回融資制度損失補償審査委員会(商工労働観光課)	小規模企業活性化資金融資制度に係る損失補償について(諮問)	非公開	—
	石狩市介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(1月中5回開催)	非公開	—

協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246  
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

を行うか」「どれだけ回数を行うか」などを示した計画です。この計画は、水質検査の効率的・合理的実施を実現することと、水道利用者の皆さんに水質検査についての情報をお知らせすることで、水道水を安心して利用いただくためのものです。「石狩市水道事業」「石狩市厚田区簡易水道事業」「石狩市浜益区簡易水道事業」のそれぞれについて平成18年度水質検査計画を作成しましたので、3月1日(水)から石狩市HP、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、花川南浄水場、厚田支所、浜益支所で公表します。問合せ 花川南浄水場

☎73・4311/厚田支所建設水道課 ☎78・2015/浜益支所建設水道課 ☎79・2120

### 地域に貢献する創業を支援

全国共通のサービス分野のほか、石狩市の地域重点分野(飲食料品小売業、その他の小売業、一般飲食店の3業種)において法人を設立または個人事業を開業する事業主の方は、創業経費および従業員への雇入れ経費について支援する「地域創業助成金」をご活用ください。

支給金額 ①創業経費の3分の1相当額(上限500万円)  
②雇入れ経費(1人当たり30万円 ※短時間労働者の場合は15万円)

市民参加手続の結果

「石狩市民間墓地取扱要綱の制定について」

このテーマについてのパブリックコメント手続(12月1日～30日)への意見提出が2件ありましたが、市の原案に直接関連する意見ではなかったため、原案のとおり同要綱を制定す

申込・問合せ 北海道労働局 ☎011-709-2311(内線3685)

「(仮称)石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例及び施行規則等の制定について」

このテーマについてのパブリックコメント手続(平成17年12月22日～18年1月23日)への意見提出はありませんでした。

問合せ ごみ対策課 ☎72・3126

意見募集「集中改革プラン策定」募集期間の変更

広報2月号でお知らせしました集中改革プラン(案)の意見募集は、原案の作成に時間を要するなどから募集期間を次のとおり変更しましたのでご了承願います。

募集期間 2月24日(金)～3月20日(月) ※市の原案は、市ホームページ・本庁舎1階情報公開コーナー・3階行政経営推進室・市掲示板「あい・ボード」でご確認ください

問合せ 行政経営推進室 ☎72・3633

暮らし

行事

募集

教育・文化

子育て

健康・福祉

保険・年金

防災

その他

5月号原稿締切は3月31日(金)です。